

随意契約締結状況

| 契約に係る物品等の名称又は役務の提供の名称及び数量 |    | 契約担当部門の名称<br>及び所在地                            | 随意契約を<br>締結した日 | 随意契約の相手方の<br>氏名及び住所   | 契約に係る<br>契約金額<br>(税別) | 随意契約によることとした理由   | その他必要な<br>事項(備考) |
|---------------------------|----|---|----------------|---|-----------------------|--|------------------|
| 南館避難滑り台修繕工事               | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月8日       | 和歌山市湊二丁目12番27号<br>三友工業株式会社<br>代表取締役 矢部 昌俊                     | 1,045,455 円           | 当該契約は日本赤十字社会計施行細則35条(1)の予定価格が250万円を超えない工事に該当する事から少額による随意契約に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第5項)                            |                  |
| 南館2階第一種感染病室保守点検           | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目21番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日      | 大阪市天王寺区玉造元町3番9号<br>株式会社日本医化器械製作所                              | 3,100,000 円           | 契約業者は当該設備の施工業者であり、本センター内の設備を熟知しており、緊急時においても迅速かつ的確な作業の実績があることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)     |                  |
| 南館8階準無菌室保守点検              | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日      | 大阪市天王寺区玉造元町3番9号<br>株式会社日本医化器械製作所                              | 3,700,000 円           | 契約業者は当該設備の施工業者であり、本センター内の設備を熟知しており、緊急時においても迅速かつ的確な作業の実績があることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)     |                  |
| 南館8階完全無菌室保守点検             | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日      | 大阪市天王寺区玉造元町3番9号<br>株式会社日本医化器械製作所                              | 1,000,000 円           | 契約業者は当該設備の施工業者であり、本センター内の設備を熟知しており、緊急時においても迅速かつ的確な作業の実績があることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)     |                  |
| 本館UPS(無停電電源装置)保守点検業務委託    | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日      | 大阪市北区大深町3番1号<br>富士電機株式会社関西支社                                  | 11,600,000 円          | 契約業者は当該設備の設置業者であり、過去の実績により当該業務に必要な知識、技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                  |                  |
| RI排水処理設備保守業務              | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日      | 大阪市北区大深町3番1号<br>富士電機株式会社関西支社                                  | 3,850,000 円           | 契約業者は当該設備の製造業者であり、緊急時における対応が可能なことや、構造及び機能を熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)               |                  |
| 南館UPS(無停電電源装置)保守点検業務委託    | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日      | 大阪市北区堂島二丁目2番2号<br>三菱電機プラントエンジニアリング株式会社                        | 1,250,000 円           | 契約業者は当該設備の設置業者であり、過去の実績により当該業務に必要な知識、技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                  |                  |
| 非常用発電設備保守点検(本館)           | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日      | 尼崎市潮江1丁目3番30号<br>ヤンマーエネルギーシステム株式会社<br>大阪支店                    | 1,500,000 円           | 契約業者は当該設備のメーカー及び設置業者で、機器がメーカー専用のものであり、故障時における迅速な部品調達が他社では困難であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |                  |
| 南館非常用発電設備保守点検             | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日      | 兵庫県明石市川崎町1番1号<br>株式会社カワサキマシシステムズ<br>ガスタービン統括本部サービス本部<br>西部事業所 | 11,536,000 円          | 非常用発電設備のメーカーであり、緊急時の対応等可能であること、他社では対応困難であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                     |                  |

随意契約締結状況

| 契約に係る物品等の名称又は役務の提供の名称及び数量               | 契約担当部門の名称及び所在地                                      | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所                                      | 契約に係る契約金額(税別) | 随意契約によることとした理由   | その他必要な事項(備考) |
|---|---|------------|--|---------------|--|--------------|
| 医療ガス設備保守点検業務                            | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日  | 大阪府吹田市江の木町27-15<br>株式会社エフエヌユニ<br>大阪営業所               | 10,800,000 円  | 契約業者は当該設備の施工業者であり、当該保守に必要な技術・能力を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)   |              |
| 感染系排水処理施設保守点検業務                         | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日  | 大阪府東大阪市菱屋西6丁目4番41号<br>シャルム大阪1番館412<br>株式会社水工エンジニアリング | 3,072,000 円   | 契約業者は感染系排水処理における排水の中和処理設備の整備業者で緊急時対応及び24時間対応が可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)   |              |
| 医療系排水処理施設(検査・人工透析)保守点検業務                | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日  | 大阪府東大阪市菱屋西6丁目4番41号<br>シャルム小阪1番館412<br>株式会社水工エンジニアリング | 1,128,000 円   | 契約業者は感染系排水処理における排水の中和処理設備の整備業者で緊急時対応及び24時間対応が可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)   |              |
| 本館医療用水設備保守業務                            | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日  | 東京都品川区大崎1丁目11番2号<br>三菱ケミカルアクア・ソリューションズ株式会社           | 3,440,000 円   | 契約業者は当該設備の設置業者であり、設備機器の構造を熟知していること、また故障時における迅速な対応が可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                                      |              |
| 汚水処理施設保守点検業務                            | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日  | 堺市堺区神南辺町1丁目4番地6<br>株式会社総合水研究所                        | 4,158,720 円   | 契約業者は、当該保守点検業務実施業者で設備構造等を熟知しているため、緊急時の対応も可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)   |              |
| 合併処理浄化槽汲取業務                             | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日  | 和歌山市直川109番地の1<br>和歌山市清掃株式会社                          | 4,133,712 円   | 契約業者は和歌山市より指定された本センター内合併処理槽の汲取業務ができる唯一の業者であり、構造等を熟知し、緊急時の対応が可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                            |              |
| 本館、西館、南館、東側・北側立体駐車場エレベーター・エスカレーター保守点検業務 | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日  | 大阪市北区天満橋1丁目8番30号<br>三菱電機ビルテクノサービス株式会社<br>関西支社        | 19,468,800 円  | 契約業者は昇降機の専門メーカーであり、運行状態をリモート点検(遠隔点検等)ができ、エレベーター内のインターホンにより乗客と受信専門員が直接通話し、必要な指示・連絡ができるシステムであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| エアシューター設備保守点検業務                         | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日  | 大阪市西区阿波座2丁目2番18号<br>株式会社日本シューター大阪支店                  | 2,584,000 円   | 契約業者は当該設備の設置業者であり、設備機器の構造を熟知していること、また故障時における迅速な対応が可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                                      |              |
| ナースコール設備保守業務                            | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日  | 大阪市中央区南本町1-8-14堺筋本町ビル6F<br>株式会社ケアコム大阪第2支店            | 1,850,000 円   | 契約業者は当該設備の設置業者であり、設備機器の構造を熟知していること、また故障時における迅速な対応が可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                                      |              |

随意契約締結状況

| 契約に係る物品等の名称又は役務の提供の名称及び数量        |    | 契約担当部門課の名称及び所在地                               | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所                               | 契約に係る契約金額(税別) | 随意契約によることとした理由   | その他必要な事項(備考) |
|----------------------------------|----|---|------------|---|---------------|--|--------------|
| 消防用設備定期点検等業務                     | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日  | 和歌山市西河岸町41-5<br>ニッタン株式会社<br>和歌山営業所            | 2,750,000 円   | 契約業者は防災センター監視盤システムのメーカーであり、自動火災報知設備、非常放送設備及び煤煙設備等の設置場所や部品の型式番号等を熟知している。また、当該設備の保守部品を常備しており、迅速な対応が可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 防火設備検査業務                         | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日  | 和歌山市西河岸町41-5<br>ニッタン株式会社<br>和歌山営業所            | 2,400,000 円   | 契約業者は防災センター監視盤システムのメーカーであり、自動火災報知設備、非常放送設備及び煤煙設備等の設置場所や構造を熟知しており、緊急時の対応も可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                          |              |
| 自動ドア保守点検業務                       | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日  | 大阪市北区中津4-3-9<br>寺岡オートドアシステム株式会社<br>大阪支店       | 3,246,000 円   | 契約業者は当該設備の施工業者で、機器がメーカー専用のものであることや、故障時における迅速な部品調達が可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)  |              |
| 東側・北側立体駐車場エレベーター保守点検業務           | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日  | 大阪市北区天満橋1丁目8番30号<br>三菱電機ビルテクノサービス株式会社<br>関西支社 | 1,020,000 円   | 契約業者は昇降機の専門メーカーであり、運行状態をリモート点検(遠隔点検等)ができ、エレベーター内のインターホンにより乗客と受信専門員が直接通話し、必要な指示・連絡ができるシステムであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)           |              |
| 南館医療ガス設備圧縮空気設備機器更新               | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 大阪府吹田市江の木町27-15<br>株式会社エフエヌユニ大阪営業所            | 13,500,000 円  | 契約業者は、本センター医療ガス設備施工業者であり、かつ保守点検を実施している業者であり、医療ガス設備更新を迅速かつ安全に実施できるものと判断することから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                               |              |
| 日本赤十字社和歌山医療センター本館7階ICU改修工事設計管理業務 | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月23日  | 大阪市中央区平野町2丁目6番6号<br>株式会社横河建築設計事務所             | 12,000,000 円  | 契約業者は、本館建設及び既存等改修工事の設計監理業者であり、本工事に係る建築設備等を熟知しており、本業者監理のもと、安全に且つ円滑に工事が実施できるものと判断することから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                      |              |
| 日本赤十字社和歌山医療センター本館7階改修工事設計管理業務    | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月23日  | 大阪市中央区平野町2丁目6番6号<br>株式会社横河建築設計事務所             | 2,000,000 円   | 契約業者は、本館建設及び既存等改修工事の設計監理業者であり、本工事に係る建築設備等を熟知しており、本業者監理のもと、安全に且つ円滑に工事が実施できるものと判断することから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                      |              |
| 特別高圧変電設備更新計画検討業務                 | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月23日  | 大阪市中央区平野町2丁目6番6号<br>株式会社横河建築設計事務所             | 1,520,000 円   | 契約業者は、本館建設及び既存等改修工事の設計監理業者であり、本工事に係る建築設備等を熟知しており、本業者監理のもと、安全に且つ円滑に業務が実施できるものと判断することから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                      |              |
| 日本赤十字社和歌山医療センター給水栓取替工事           | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月28日  | 和歌山市小松原通3丁目30番地<br>株式会社小向商会                   | 20,650,000 円  | 本工事は、緊急工事として実施することから、本センター設備に精通し、入札参加資格を保有する業者を選定し、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定に基づき、随意契約により締結することとした。  |              |

随意契約締結状況

| 契約に係る物品等の名称又は役務の提供の名称及び数量             | 契約担当部門の名称及び所在地                                      | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所                          | 契約に係る契約金額(税別) | 随意契約によることとした理由   | その他必要な事項(備考) |
|---------------------------------------|---|------------|--|---------------|--|--------------|
| 日本赤十字社和歌山医療センター給水栓取替工事(ER・本館7階)       | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月28日  | 和歌山市小松原通3丁目30番地<br>株式会社小向商会              | 1,000,700 円   | 本工事は、緊急工事として実施することから、本センター設備に精通し、入札参加資格を保有する業者を選定し、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定に基づき、随意契約により締結することとした。                                  |              |
| 日本赤十字社和歌山医療センター自動水栓導入に伴う電源工事(一般病棟・外来) | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月28日  | 和歌山市秋葉町4番8号<br>有限会社中川電設工業                | 4,400,000 円   | 本工事は、緊急工事として実施することから、本センター設備に精通し、入札参加資格を保有する業者を選定し、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定に基づき、随意契約により締結することとした。                                  |              |
| 医療ガス設備圧縮空気用エアラインスターE2400D分解整備         | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日  | 大阪府吹田市江の木町27-15<br>株式会社エフエヌユニ大阪営業所       | 2,400,000 円   | 契約業者は、本センター医療ガス設備施工業者であり、かつ保守点検を実施している業者であり、医療ガス設備更新を迅速かつ安全に実施できるものと判断することから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 医療ガス設備圧縮空気供給装置コンプレッサー分解整備             | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日  | 大阪府吹田市江の木町27-15<br>株式会社エフエヌユニ大阪営業所       | 1,450,000 円   | 契約業者は、本センター医療ガス設備施工業者であり、かつ保守点検を実施している業者であり、医療ガス設備更新を迅速かつ安全に実施できるものと判断することから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| インレーションシステム定期点検業務                     | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日  | 大阪府吹田市江の木町27-15<br>株式会社エフエヌユニ大阪営業所       | 1,207,000 円   | 契約業者は、本センター医療ガス設備施工業者であり、かつ保守点検を実施している業者であり、医療ガス設備更新を迅速かつ安全に実施できるものと判断することから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| シンチレーションカメラBRIGHTVIEW修理               | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市手平3-8-43<br>株式会社大黒                   | 1,800,000 円   | 契約業者は、当該医療機器購入業者であり、修理を円滑に実施できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)  |              |
| 泌尿器用X線撮影装置修理                          | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市築港6丁目9番地の10<br>セイコーメディカル株式会社         | 2,000,000 円   | 契約業者は、当該医療機器購入業者であり、修理を円滑に実施できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)  |              |
| 生理機能検査データ出力オーダー対応                     | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日  | 和歌山市築港6丁目9番地の10<br>セイコーメディカル株式会社         | 3,350,000 円   | 契約業者は、本センター唯一の日本光電株式会社の特約代理店であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)  |              |
| PET-CT導入に伴う放射線画像管理システム対応              | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月30日  | 東京都港区西麻布2丁目26-30<br>富士フイルム医療ソリューションズ株式会社 | 1,700,000 円   | 契約業者は、本センターの放射線画像管理システムを担当していることからPET-CT導入に伴う放射線画像管理システムの一部変更であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)         |              |

随意契約締結状況

| 契約に係る物品等の名称又は役務の提供の名称及び数量 | 契約担当部門の名称及び所在地                                      | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所   | 契約に係る契約金額(税別) | 随意契約によることとした理由   | その他必要な事項(備考) |
|---------------------------|---|------------|---|---------------|--|--------------|
| 診療科名変更等に伴う電子カルテシステム等対応    | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月28日  | 大阪市中央区城見2-2-6<br>富士通Japan株式会社<br>関西・中四国エリア本部<br>大阪第三統括ビジネス部 | 3,000,000 円   | 契約業者は、本センター電子カルテシステムを担当しており、電子カルテシステムの一部変更であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)  |              |
| 施設・設備管理業務及び設備点検業務委託       | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市美園町3丁目32番1号<br>関電ファンリティアーズ株式会社<br>和歌山営業所                | 137,488,200 円 | 契約業者は、本センター設備及び構造を熟知しており、緊急時に対しても迅速かつ的確な対応をとっていることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)   |              |
| 第2仮想化基盤／ネットワーク保守          | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー<br>ネットワンシステムズ株式会社                   | 42,750,000 円  | 契約業者は当該システムの導入業者であり、過去の実績により当該業務に必要な知識、技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)  |              |
| 診断情報システム保守                | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市築港6丁目9番地の10<br>セイコーメディカル株式会社                            | 10,043,000 円  | 契約業者は当センターで唯一の当該システムメーカーの特約代理店であり、システム等の導入や保守業務を行い、システムの細部まで熟知していること、大規模なシステム障害が発生していない等信頼性が高いことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 手術支援システム保守                | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市築港6丁目9番地の10<br>セイコーメディカル株式会社                            | 6,350,000 円   | 契約業者は当センターで唯一の当該システムメーカーの特約代理店であり、システム等の導入や保守業務を行い、システムの細部まで熟知していること、大規模なシステム障害が発生していない等信頼性が高いことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 鋼製小物個体管理システム保守            | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 神戸市中央区楠木町5丁目4番8号<br>宮野医療器株式会社                               | 2,390,000 円   | 契約業者は当センターで唯一の当該システムメーカーの特約代理店であり、他社では鋼製小物個体管理システム保守業務を行うことが困難であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                              |              |
| 重症部門患者情報管理システム保守          | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 神戸市中央区楠木町5丁目4番8号<br>宮野医療器株式会社                               | 3,000,000 円   | 契約業者は当センターで唯一の当該システムメーカーの特約代理店であり、他社では重症部門患者情報管理システム保守業務を行うことが困難であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                            |              |
| 感染管理システム保守                | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 神戸市中央区楠木町5丁目4番8号<br>宮野医療器株式会社                               | 1,260,000 円   | 契約業者は当センターで唯一の当該システムメーカーの特約代理店であり、他社では感染管理システム保守業務を行うことが困難であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                                  |              |
| 情報システム運用業務委託              | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市吹上2丁目1番22号<br>トランス・コスモス株式会社                             | 34,116,000 円  | 院内における全情報システムのトラブル対応、入力支援、ハードウェア・ソフトウェアのメンテナンス等を迅速かつ的確に行っており、他社では情報システム運用業務を行うことが困難であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)         |              |

随意契約締結状況

| 契約に係る物品等の名称又は役務の提供の名称及び数量 |    | 契約担当部門の名称及び所在地                                | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所                             | 契約に係る契約金額(税別) | 随意契約によることとした理由   | その他必要な事項(備考) |
|---------------------------|----|---|------------|---|---------------|--|--------------|
| 診療録保管管理業務委託               | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 栃木県足利市羽刈町576-3<br>株式会社寿データバンク               | 1,870,800 円   | 契約業者は過去の実績により当該業務に必要な知識、技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)   |              |
| 就業管理及びグループウェアアプリケーション保守   | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 徳島県板野郡板野町犬伏字東谷6番地33<br>テック情報株式会社            | 2,100,000 円   | 就業管理及びグループウェアアプリケーション導入業者であり、他社では保守業務を行うことが困難であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                         |              |
| 外来会計計算入力、受付業務             | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 大阪市北区梅田1丁目11番4-2200号<br>株式会社エヌジェーシー         | 18,135,600 円  | 契約業者は過去の実績により当該業務に必要な知識、技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)   |              |
| 救急受付、会計計算入力業務             | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 大阪市北区梅田1丁目11番4-2200号<br>株式会社エヌジェーシー<br>大阪支社 | 40,449,600 円  | 契約業者は過去の実績により当該業務に必要な知識、技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)   |              |
| メッセージ業務<br>検体搬送業務、車椅子介助業務 | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 東京都世田谷区用賀4丁目10番2号<br>東急プロパティマネジメント株式会社      | 46,556,400 円  | 契約業者は過去の実績により当該業務に必要な知識、技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)   |              |
| 中央材料室洗浄業務                 | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 東京都世田谷区用賀4丁目10番2号<br>東急プロパティマネジメント株式会社      | 13,974,000 円  | 契約業者は過去の実績により当該業務に必要な知識、技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)   |              |
| 樹木等管理業務                   | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市吉礼92-1<br>株式会社吉本園芸                      | 1,645,000 円   | 契約業者は過去の実績により当該業務に必要な知識、技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)   |              |
| カーテンメンテナンス付リース契約          | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市和田1213番地1<br>ワタキューセイモア株式会社              | 8,749,920 円   | カーテンの設置業者であり、長年にわたりメンテナンス業務を問題なく実施しており、また、和歌山に営業所があり、緊急時においても迅速な対応が可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 内視鏡洗浄業務                   | 1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市美園町3丁目32番1号<br>関電ファンリティーズ株式会社<br>和歌山営業所 | 8,100,000 円   | 契約業者は過去の実績により当該業務に必要な知識、技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)   |              |

随意契約締結状況

| 契約に係る物品等の名称又は役務の提供の名称及び数量   | 契約担当部門の名称及び所在地  | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所                  | 契約に係る契約金額(税別) | 随意契約によることとした理由   | その他必要な事項(備考) |
|---|---|------------|----------------------------------|---------------|--|--------------|
| マット及びモップのレンタル契約   | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課   | 令和4年3月31日  | 和歌山市塩屋1丁目5番13号<br>株式会社ケーエムリース    | 1,003,340 円   | 契約業者は過去の実績により当該業務に必要な知識、技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| トイレ自動洗浄器並びに芳香器のレンタル契約   | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課   | 令和4年3月31日  | 和歌山市塩屋1丁目5番13号<br>株式会社ケーエムリース    | 870,272 円     | 契約業者は過去の実績により当該業務に必要な知識、技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| マイクロセレクトロンHDRシステム保守   | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課   | 令和4年3月31日  | 和歌山市築港6丁目9番地の10<br>セイコーメディカル株式会社 | 3,500,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 直接変換FPD搭載デジタルX線透視撮影装置保守<br>(Sonialvision Safire17:2台・RED Speed Safire:1台) | 3台<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課   | 令和4年3月31日  | 和歌山市築港6丁目9番地の10<br>セイコーメディカル株式会社 | 11,700,000 円  | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| FPD搭載回診用X線撮影装置保守<br>(MobileDaRtEvolution)                                 | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課   | 令和4年3月31日  | 和歌山市築港6丁目9番地の10<br>セイコーメディカル株式会社 | 2,256,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| FPD搭載回診用X線撮影装置保守<br>(MobileDaRtEvolution MX8k)                            | 2台<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課   | 令和4年3月31日  | 和歌山市築港6丁目9番地の10<br>セイコーメディカル株式会社 | 9,000,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 回診用X線撮影システム保守<br>(MobileArtEvolution/CALNEO FLEX)                         | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課   | 令和4年3月31日  | 和歌山市築港6丁目9番地の10<br>セイコーメディカル株式会社 | 1,600,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 日本光電社製品保守   | 332台<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市築港6丁目9番地の10<br>セイコーメディカル株式会社 | 16,800,000 円  | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 人工呼吸器保守<br>(ベンチレータ840)  | 16台<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課  | 令和4年3月31日  | 和歌山市築港6丁目9番地の10<br>セイコーメディカル株式会社 | 7,264,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |

随意契約締結状況

| 契約に係る物品等の名称又は役務の提供の名称及び数量               | 契約担当部門の名称及び所在地                                       | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所                  | 契約に係る契約金額(税別) | 随意契約によることとした理由   | その他必要な事項(備考) |
|---|--|------------|----------------------------------|---------------|--|--------------|
| 人工呼吸器保守(980)                            | 14台<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市築港6丁目9番地の10<br>セイコーメディカル株式会社 | 7,546,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 人工呼吸器保守(980)                            | 4台<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課  | 令和4年3月31日  | 和歌山市築港6丁目9番地の10<br>セイコーメディカル株式会社 | 1,078,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 閉鎖式保育器保守(C2000)                         | 7台<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課  | 令和4年3月31日  | 和歌山市築港6丁目9番地の10<br>セイコーメディカル株式会社 | 1,253,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 小児用人工呼吸器(ベビーログVN500)                    | 3台<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課  | 令和4年3月31日  | 和歌山市築港6丁目9番地の10<br>セイコーメディカル株式会社 | 1,603,950 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 放射線線量管理システム保守(Redimetrics)              | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課  | 令和4年3月31日  | 和歌山市築港6丁目9番地の10<br>セイコーメディカル株式会社 | 1,024,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 放射線治療システム保守(CLINAC ix)                  | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課  | 令和4年3月31日  | 和歌山市築港6丁目9番地の10<br>セイコーメディカル株式会社 | 21,570,000 円  | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 放射線治療システム保守(TrueBeamSTx・ExacTrac・iPLAN) | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課  | 令和4年3月31日  | 和歌山市築港6丁目9番地の10<br>セイコーメディカル株式会社 | 36,000,000 円  | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| アトムメディカル社製保育器保守                         | 8台<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課  | 令和4年3月31日  | 和歌山市手平3-8-43<br>株式会社 大黒          | 1,360,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 高圧蒸気滅菌装置保守(オートクレーブ4台+蓄熱式蒸気発生器2台)        | 6台<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課  | 令和4年3月31日  | 和歌山市手平3-8-43<br>株式会社 大黒          | 3,540,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |



随意契約締結状況

| 契約に係る物品等の名称又は役務の提供の名称及び数量              | 契約担当部門の名称及び所在地                                | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所         | 契約に係る契約金額(税別) | 随意契約によることとした理由   | その他必要な事項(備考) |
|--|---|------------|-------------------------|---------------|--|--------------|
| 酸化エチレンガス滅菌装置保守<br>2台                   | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市手平3-8-43<br>株式会社 大黒 | 2,350,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 過酸化ガス滅菌装置保守<br>2台                      | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市手平3-8-43<br>株式会社 大黒 | 1,800,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| ジェット式超音波洗浄装置保守<br>2台                   | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市手平3-8-43<br>株式会社 大黒 | 1,080,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 人工心肺装置保守<br>1式                         | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市手平3-8-43<br>株式会社 大黒 | 1,100,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 大動脈バルーンポンプ保守<br>4台                     | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市手平3-8-43<br>株式会社 大黒 | 2,527,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| X線透視撮影装置保守<br>(Vers1 Flex)<br>1式       | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市手平3-8-43<br>株式会社 大黒 | 2,069,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 乳房用X線撮影装置保守<br>(Dimensions)<br>1式      | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市手平3-8-43<br>株式会社 大黒 | 3,520,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| フィリップス社製ガンマカメラ保守<br>(BRIGHTVIEW)<br>1式 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市手平3-8-43<br>株式会社 大黒 | 2,255,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 術野画像記録・配信サーバーシステム<br>1式                | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市手平3-8-43<br>株式会社 大黒 | 3,600,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |

随意契約締結状況

| 契約に係る物品等の名称又は役務の提供の名称及び数量                      | 契約担当部門課の名称及び所在地                               | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所                 | 契約に係る契約金額(税別) | 随意契約によることとした理由  | その他必要な事項(備考) |
|--|---|------------|---------------------------------|---------------|---|--------------|
| 高性能ナビゲーションシステム保守<br>2台                         | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市手平3-8-43<br>株式会社 大黒         | 5,300,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                |              |
| 分娩監視装置保守<br>13台                                | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市弁財天丁58番地<br>有限会社ツダ医科器械店     | 1,500,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                |              |
| 白内障手術装置保守<br>(インフィニティビジョンシステム)<br>2台           | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市弁財天丁58番地<br>有限会社ツダ医科器械店     | 1,340,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                |              |
| 硝子体手術装置保守<br>(コンステレーション)<br>1式                 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市弁財天丁58番地<br>有限会社ツダ医科器械店     | 1,990,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                |              |
| 整形外科用手術顕微鏡保守<br>(OPMI-Pentero900)<br>1式        | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市弁財天丁58番地<br>有限会社ツダ医科器械店     | 1,125,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                |              |
| 眼底カメラ画像ファイリングシステム保守<br>(TRC-50DX TypeIA)<br>2台 | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市弁財天丁58番地<br>有限会社ツダ医科器械店     | 1,000,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                |              |
| 体温管理システム保守<br>(Arctic Sun5000)<br>3台           | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市弁財天丁58番地<br>有限会社ツダ医科器械店     | 1,047,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                |              |
| 注射薬自動払出システム保守<br>1式                            | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市弁財天丁58番地<br>有限会社ツダ医科器械店     | 6,850,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                |              |
| X線テレビ装置保守<br>(DERX-UI80/05)<br>2台              | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 和歌山市福町37番地<br>キャンメディカルシステムズ株式会社 | 8,796,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、当該保守に必要な技術・能力を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質上又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |

随意契約締結状況

| 契約に係る物品等の名称又は役務の提供の名称及び数量                  | 契約担当部門の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日                                    | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 契約に係る契約金額(税別)                                   | 随意契約によることとした理由  | その他必要な事項(備考)  |
|--|----------------|---|-----------------|---|-----------------|---|
| X線CT装置保守<br>(AquilionCX・AquilionLB・LX-40A) | 2台             | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日       | 和歌山市福町37番地<br>キャノンメディカルシステムズ株式会社                | 24,175,600 円    | 契約業者は当該機器の納入業者であり、当該保守に必要な技術・能力を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質上又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |
| CT装置 320列保守<br>(TSX-305A/1W FE)            | 1式             | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日       | 和歌山市福町37番地<br>キャノンメディカルシステムズ株式会社                | 26,094,000 円    | 契約業者は当該機器の納入業者であり、当該保守に必要な技術・能力を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質上又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |
| CT装置 320列保守<br>(TSX-305A/5W)               | 1式             | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日       | 和歌山市福町37番地<br>キャノンメディカルシステムズ株式会社                | 23,922,000 円    | 契約業者は当該機器の納入業者であり、当該保守に必要な技術・能力を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質上又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |
| 生体情報モニター保守                                 | 37台            | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日       | 東京都港区港南二丁目13番37号<br>フィリップスビル<br>株式会社フィリップス・ジャパン | 4,390,000 円     | 契約業者は当該機器の納入業者であり、当該保守に必要な技術・能力を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質上又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |
| 外科用Cアーム<br>Zenition70 FD12/15              | 2台             | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日       | 東京都港区港南二丁目13番37号<br>フィリップスビル<br>株式会社フィリップス・ジャパン | 3,198,000 円     | 契約業者は当該機器の納入業者であり、当該保守に必要な技術・能力を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質上又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |
| 血管造影X線撮影装置保守<br>(Allura Clarity FD10)      | 1式             | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日       | 東京都港区港南二丁目13番37号<br>フィリップスビル<br>株式会社フィリップス・ジャパン | 10,400,000 円    | 契約業者は当該機器の納入業者であり、当該保守に必要な技術・能力を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質上又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |
| フルデジタルモバイルCアーム<br>BV Endura 5930           | 1式             | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日       | 東京都港区港南二丁目13番37号<br>フィリップスビル<br>株式会社フィリップス・ジャパン | 1,137,000 円     | 契約業者は当該機器の納入業者であり、当該保守に必要な技術・能力を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質上又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |
| 一般撮影装置室FPD保守<br>(AeroDR)                   | 1式             | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日       | 和歌山市黒田1-2-4<br>寺本興産ビル4F<br>カミノルタジャパン株式会社        | コニ 15,250,000 円 | 契約業者は当該機器の納入業者であり、当該保守に必要な技術・能力を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質上又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |
| FPDシステム保守<br>(AeroDR)                      | 1式             | 和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日       | 和歌山市黒田1-2-4<br>寺本興産ビル4F<br>カミノルタジャパン株式会社        | コニ 3,800,000 円  | 契約業者は当該機器の納入業者であり、当該保守に必要な技術・能力を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質上又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |

随意契約締結状況

| 契約に係る物品等の名称又は役務の提供の名称及び数量                 | 契約担当部門課の名称及び所在地                                     | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所                                    | 契約に係る契約金額(税別) | 随意契約によることとした理由  | その他必要な事項(備考) |
|---|---|------------|--|---------------|---|--------------|
| EP work Mateシステム保守                        | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 兵庫県神戸市東灘区向洋町中6-9<br>神戸ファッションマート6F<br>株式会社ホクシンメディカル | 1,488,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、本センター内の医療用器械備品保守等の実績並びに信頼性がありメーカーとの取引が可能であるため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                |              |
| 体外式衝撃波結石破碎装置保守<br>(モデュリスSLX-F2FLEX1000ST) | 1式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和4年3月31日  | 東京都江戸川区北葛飾西1丁目22番<br>19号<br>すみれ医療株式会社              | 5,600,000 円   | 契約業者は当該機器の納入業者であり、当該保守に必要な技術・能力を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質上又は目的が競争を許さない場合に該当するため<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |